

加計学園 獣医学部新設を巡る文書に関連して

- 5月17日 民進党、文書入手
- 5月17日 菅 内閣官房長官 会見
「怪文書」「出所も明確になっていない」
- 5月19日 松野 文科大臣 会見
「存在は確認できず」
- 5月19日 山本 地方創生担当大臣 会見
「内閣府の職員に聴いたが、そういうことを言ったことはないと報告を受けている」
- 5月22日 読売新聞に前川 前文科事務次官の
個人スキャンダル記事
-
- 5月25日 前川 前文科事務次官 会見
「あったものをなかったことにできない」
「行政のあり方を歪めることないように」
- 5月26日 菅 内閣官房長官 会見
「地位に恋々としがみついていた」
- 5月29日 安倍 総理大臣 参議院本会議
「文書の存在は確認できなかったと承知」
-
- 6月9日 松野 文科大臣 会見
「改めて徹底した追加調査をおこなう」
- 6月13日 山本 地方創生担当大臣 会見
「既に調査して、総理の意向などとの発言は全くなかったと確認している」
- 6月15日 山本 地方創生担当大臣 会見
「徹夜してでも明朝に結果を発表したい」

前川喜平前文科省事務次官 手記より

2016年8月下旬

木曾 功 内閣官房参与

千葉科学大学学長(2004年に加計学園が開校)

「国家戦略特区制度を利用して、愛媛の今治に
獣医学部を新設する話、早く進めてくれ」

2016年9月上旬

和泉洋人 総理大臣補佐官

「国家戦略特区での獣医学部設置の話だが、
文部科学省の対応を早く進めてほしい」

「これは、総理が自分の口から言えないから、
私が代わって言うんだ」

大臣ご指示事項

以下2点につき、内閣府に感触を確認してほしい。

○平成30年4月に開学するためには、平成29年3月に設置認可申請する必要があるが、大学として教員確保や施設設備等の設置認可に必要な準備が整わないのではないか。平成31年4月開学を目指した対応とすべきではないか。

○麻生副総理、森英介議員など獣医学部新設に強く反対している議員がいる中で、党の手続きをこなすためには、文科・農水・内閣府の部会の合同部会もしくはPTを設置して検討を行うべきではないか。少なくとも、衆院福岡6区補選（10月23日投開票予定）を終えた後に動くべきではないか。

※鳩山二郎氏（鳩山邦夫元総務相次男、前福岡県大川市長）、蔵内謙氏（日本獣医師会長長男、林芳正前農相秘書が候補者）

大臣ご確認事項に対する内閣府の回答

【プロセス・開学時期】

- 設置の時期については、今治市の区域指定時より「最短距離で規制改革」を前提としたプロセスを踏んでいる状況であり、これは総理のご意向だと聞いている。
- 規制緩和措置と大学設置審査は、独立の手続であり、内閣府は規制緩和部分は担当しているが、大学設置審査は文部科学省。大学設置審査のところでは不測の事態（平成30年開学が間に合わない）ことはあり得る話。関係者が納得するのであれば内閣府は困らない。

【政府内の取扱い】

- 「国家戦略特区諮問会議決定」という形にすれば、総理が議長なので、総理からの指示に見えるのではないかと。平成30年4月開学に向け、11月上中旬には本件を諮問会議にかける必要あり。
- 農水省、厚労省への会議案内等は内閣府で事務的にやるが、前面に立つのは不可能。二省を土俵に上げるのは文部科学省がやるべき。副長官のところ、文部科学省、厚生労働省、農林水産省を呼んで、指示を出してもらえばよいのではないかと。

【党関係】

- 獣医は告示なので党の手続は不要。党の手続については、文科省と党の関係なので、政調とよく相談していただきたい。以前、官邸から、「内閣」としてやろうとしていることを党の部会で議論するな、と怒られた。党の会議では、内閣府は質疑対応はあり得るがメインでの対応は行わない。

【官邸関係】

- 官房長官、官房長官の補佐官、両副長官、古谷副長官補、和泉総理大臣補佐官等の要人には、「1, 2ヶ月単位で議論せざると得ない状況」と説明してある。

藤原内閣府審議官との打合せ概要（獣医学部新設）

1. 日時：平成28年9月26日（月）18:30～18:55
2. 対応者：（内閣府）藤原審議官、佐藤参事官、（文科省）浅野専門教育課長、■■■■補佐
3. 概要：
 - 平成30年4月開学を大前提に、逆算して最短のスケジュールを作成し、共有いただきたい。成田市ほど時間はかけられない。これは官邸の最高レベルが言っていること（むしろもっと激しいことを言っている）。山本大臣も「きちんとやりたい」と言っている。
 - 成田市の医学部新設の際には3省方針を作成したが、これは東北新設時に復興庁と方針を作成していたため、同じ形でやることとなったもの。内閣府としては方針作成が必要だと考えていないが、文科省として審査する際の留意点を出す必要があることは理解。
 - クレジットは、内閣府と直接の規制省庁である文科省がマスト。関係省庁が入らないとできないわけでもなく、農水省・厚労省を入りたいのなら、文科省が動く必要あり。ドライに、両省が協力しないなら「彼らがやらなかった」と責任を負う形に持って行けばよい。いずれにしても第2回分科会で方針原案を決めるスピードでやる必要。
 - （今治市構想について、獣医師会から文科省・農水省に再興戦略を満たしていないと指摘する資料が届いており、簡単ではない旨の指摘に対し、）必要であれば分科会に獣医師会を呼ぶ。成田市分科会に医師会は呼んでいないが、文科省と厚労省で選んだ有識者の意見を聴取した。反対派は呼んでいないが。有識者を呼ぶ回を作った方がよければやる。
 - 「できない」という選択肢はなく、事務的にやることを早くやらないと責任を取ることになる。早く政治トップの判断に持って行く必要あり。文科省メインで動かないといけなシチュエーションにすでになっている。
 - （他の新設提案者はどうするのか、との問に対し、）成田市の際には、3省方針に「1校」と記載。諮問会議としては3省が決めたことなど知ったことではないが、方針を出さないと省として持たないということで作った。裏では政治的なやりとりがあった。
 - 3省方針ではなく、「民泊」（9月9日諮問会議資料2-2）のように、留意点や手当てを記載した1枚程度の方針を諮問会議として出すことも可能。ただ、当該会議の場には厚労大臣も出席して決定している。この方法は総理や山本大臣の負担になるが、こちらの方が手続きは簡単。要素さえもらえれば、内閣府はすぐこの資料を作れる。今週来週でペーパーワークしないといけない。
 - 今週とかそういう世界で早めに上に相談してくれ。

差出人: [REDACTED]@cao.go.jp
送信日時: 2016年11月1日火曜日 14:51
宛先: [REDACTED]
件名: 【内々に共有】獣医学部のWGについて
添付ファイル: (農水省)登録用紙.xlsx; 【議事概要】20161101文科省ヒア(獣医学部新設).docx;
20161101 F 審議官修正指示後.pdf

行革室 [REDACTED] 様 ← 内閣府 [REDACTED]

お疲れ様です。

標記の件、内々に共有します。

まず、10:45に文科省と藤原審議官の間で内々に事務打合せがあり、佐藤参事官と私も同席しましたが、修正案(添付の手書き前の状態)について、日本語の観点の修正や、冒頭の「既存の～」については、文科省の方で根拠を立証できないと、記載するのは難しいのではないかと指摘あり。

修正案の前提については、

- (1) →了承。
- (2) →文科省と農水省で要相談。
- (3) →同上。

という状況です。

打合せの後の原委員とのWGについては、添付概要の通りとなります。

(修正文案途中なことを踏まえた上で、あくまで情報共有のためのWGといった体です)

その後、藤原審議官から再度文科省とのみ打合せ依頼がありましたので、そのまま別室で打合せして、添付PDFの文案(手書き部分)で直すように指示がありました。

指示は藤原審議官曰く、官邸の萩生田副長官からあったようです。

現在、専門教育課は修正の通りに文章を修正し、15:00から文科大臣レクの模様です。

一応、レク後の修正文案を内閣府に報告するようになるということです。

(浅野課長の感触では、文科省としてはこれでOKだと思うということです。)

【農水省の対応状況】(※農水省Lに内々に確認しただけなので、厳秘)

- ・ 本日のWG対応者は添付の通り。
- ・ 獣医師の需給については農水省で全体の把握はしているものの、新しい分野でのニーズ調査とは行っていないので、よくわからない。
- ・ 1校に限るかどうかについては、特にコメントなし。

○ 先端ライフサイエンス研究や地域における感染症対策など、新たなニーズに対応する獣医学部の設置

- ・ ~~（既存の大学学部では対応が困難な獣医師養成の構想が具体化~~
~~も）~~人獣共通感染症を始め、家畜・食料等を通じた感染症の発生が国際的に拡大する中、創薬プロセスにおける多様な実験動物を用いた先端ライフサイエンス研究の推進や、地域での感染症に係る水際対策など、獣医師が新たに取り組むべき分野における具体的な需要に対応可能とするため、近年の獣医師の需要の動向も考慮しつつ、全国の見地から、現在、獣医師系養成大学等のない地域において獣医学部の新設を可能とする認めるため、関係制度の改正を直ちに行う。

【修正理由】

原案では、原案を含む構想を提案する大学はすべて新設可能となるため、日本再興戦略改訂 2015 の趣旨を踏まえ、特定事業者に求められる要件を明確化する必要があるため。

※上記の修正案は、以下の対応がなされることを前提したものであり、内閣府において関係省庁と調整いただきたい。

- (1) 告示の改正後、公募前までの間に、内閣府、文部科学省、農林水産省、厚生労働省において、特定事業者に求められる要件について定め、公表すること。
- (2) 獣医師の需給を所管する農林水産省及び厚生労働省において、今後の獣医師の需要の動向を明らかにした上で、それに照らして今治市の構想が適切であることを示すとともに、当該決定に記載の「獣医師が新たに取り組むべき分野における具体的な需要」を踏まえ、新設可能な獣医学部の規模を示すこと。
- (3) 早期の獣医学部新設を円滑に進めるためには、日本獣医師会等の関係者の十分な理解と協力が得られるよう、農林水産省及び厚生労働省において、責任を持って意見調整を行うこと。